

○奈良市建設工事総合評価審査委員会規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 43 号

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）第 3 条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第 5 条の規定により、奈良市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 建設工事請負契約に係る総合評価落札方式を所掌する部の長

(3) 建設工事を所掌する部の長

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、緊急の必要があり、会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りの方法により議事を決することができる。

(部会)

第 6 条 委員会に、軽易な建設工事に関する技術的な審査をさせるため、建設工事総合評価審査部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員長が会務を掌理し、部会を代表する。

3 部会に属する委員は、委員会の委員及び建設工事を所掌する部に属する職員から委員長が指名する。

4 部会は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長は、緊急の必要があり、部会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りの方法により議事を決することができる。

7 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(関係職員等の出席等)

第7条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、学識経験者又は関係職員等に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 第2条第2項第1号に掲げる委員（以下「第1号委員」という。）は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に功わるできない。

(報酬)

第9条 第1号委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 第1号委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費額相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、契約課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第13号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。